

クマ被害対策等について

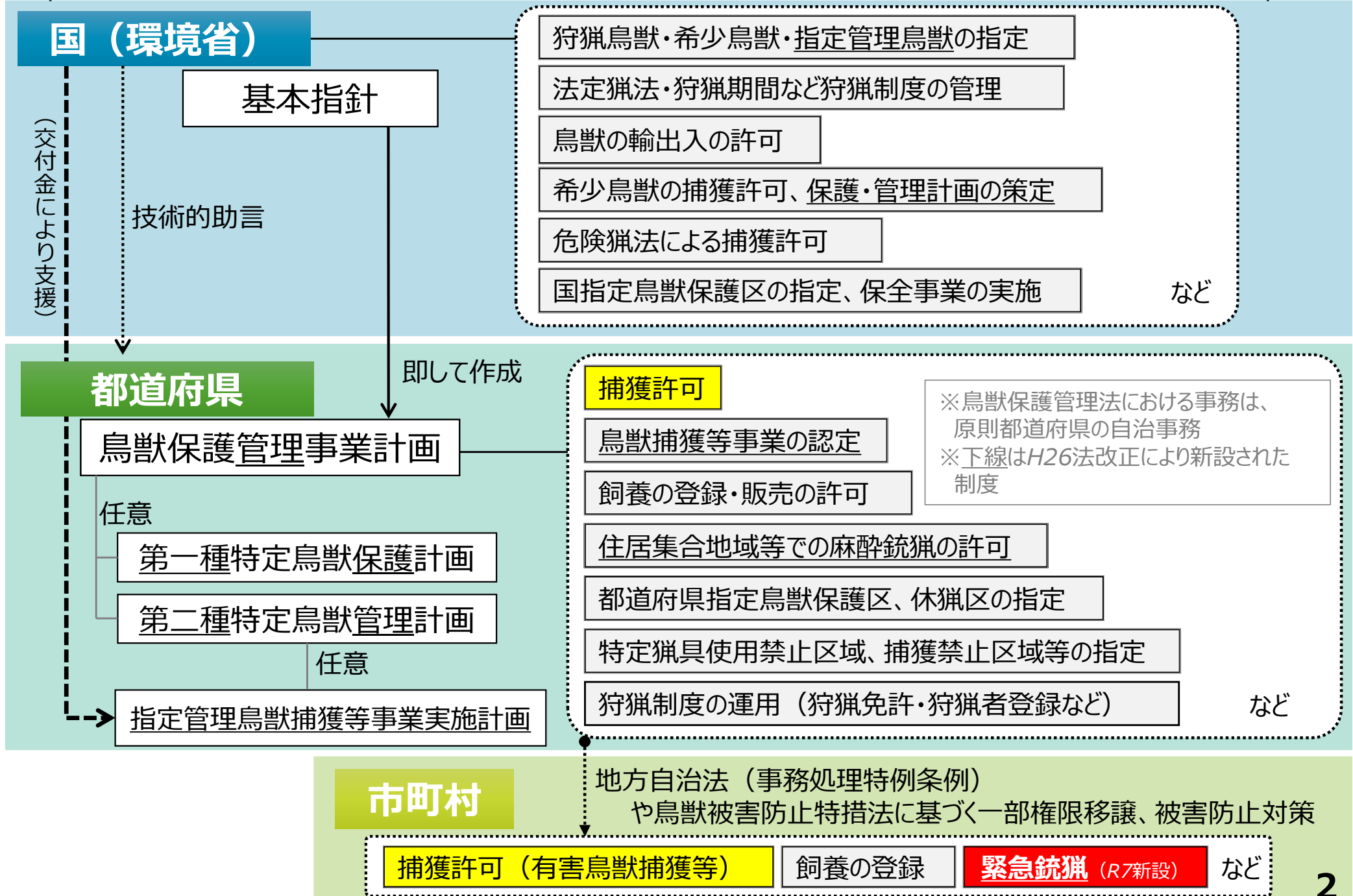


総務省

令和8年6月30日

総務省自治財政局調整課

鳥獣保護管理法の施策体系



指定管理鳥獣捕獲等事業

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

指定管理鳥獣※の指定 (環境省)

- ※ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの
- ※ ニホンジカ・イノシシ・クマを指定

基本指針に「指定管理鳥獣の管理に関する事項」を記載 (環境省)

第二種特定鳥獣管理計画に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関することを定める
(都道府県)

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する
実施計画 (都道府県)

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 (都道府県又は国の機関)

- ※ 事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、委託することができる。

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止 (法第8条) を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止 (法第18条) を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止 (法第38条第1項) を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣捕獲等事業 法第14条の2
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害の防止)	鳥獣の管理 (数の調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	生活環境、農林水 産業等の被害防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (コジカ・イナシ・クマ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区 等の狩猟禁止の区域 以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

(参考) クマの被害防止対策の概要について

1 クマの分布域拡大と被害の増加

- **ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
推定個体数（令和5年度）は12,180頭で**30年間で2倍以上に増加**
- **ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
- 人口減少・高齢化等により、**クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大**、令和5年度に、**人身被害が多数発生（219人）**

2 指定管理鳥獣への指定と都道府県等への支援の強化

- **クマによる被害防止に向けた対策方針**（令和6年2月）。**クマの地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマのすみ分けを図る**
- **「クマ被害対策施策パッケージ」**（令和6年4月）
環境省、農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省が連携して取り組む
- **四国を除く個体群を指定管理鳥獣※に指定**（令和6年4月）
※集中的・広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ類）
- **指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ対策を追加**（令和6年8月）
都道府県等へのクマによる被害防止対策への**財政支援を強化**

3 鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月成立、9月施行）

- **人の日常生活圏における銃猟を可能とする鳥獣保護管理法改正**
※改正法の運用方法を解説する緊急銃猟ガイドラインを令和7年7月に公表
- **緊急銃猟の実施（令和7年の9月の施行以降、既に50件以上が実施）**

令和7年度のクマによる被害

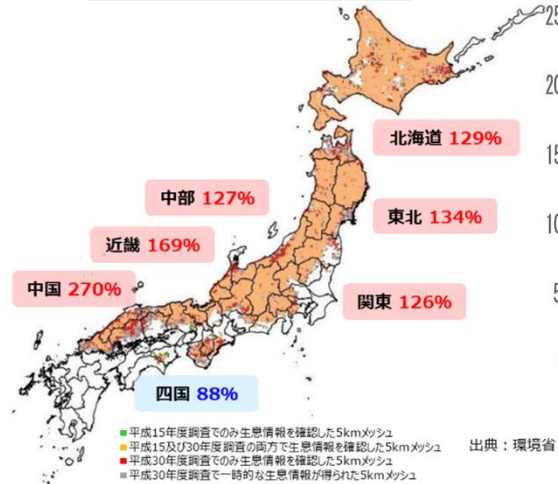


- **出没情報（49,916件）**
- **人身被害件数（215件）**
- **人身被害者数（237人）**
- **死者数（13人）** ※

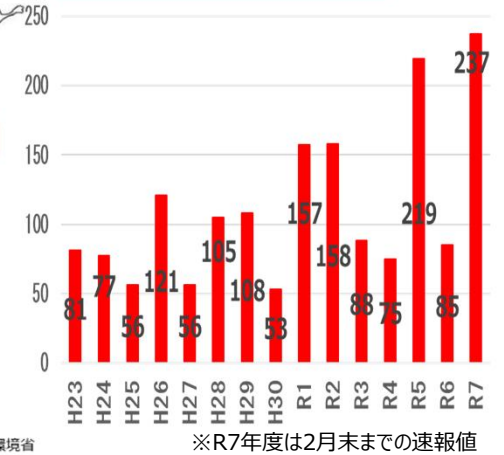
いずれも
過去最多

※令和8年3月13日時点で環境省が把握している数字

クマの分布域の増減 （平成15年⇒平成30年度）



クマによる 人身被害人数



4 「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月）

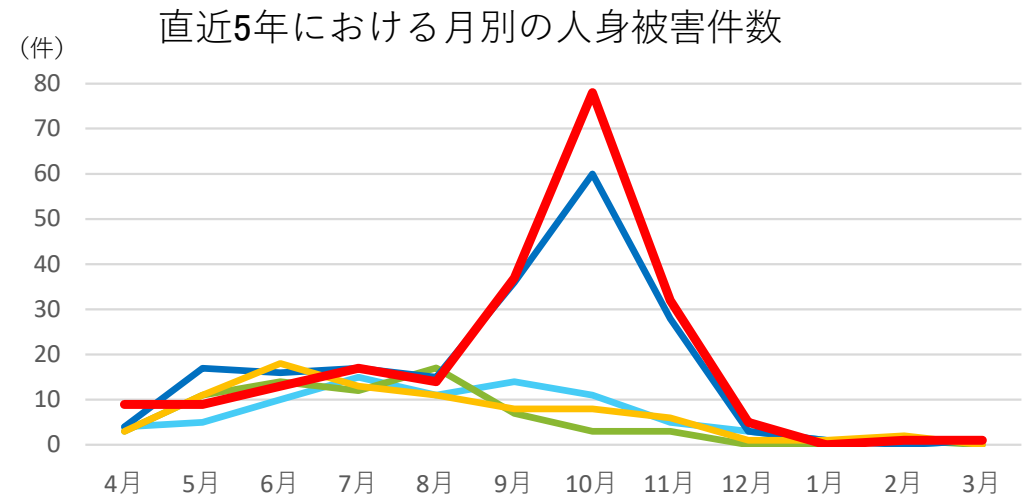
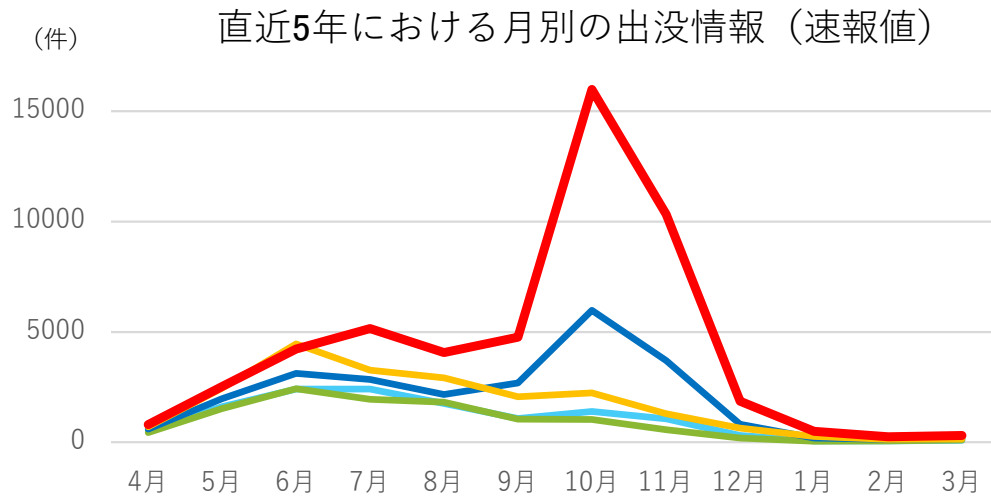
- **クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定**
参加閣僚：官房長官、環境大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員長
- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る**
- **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する**
- **環境省の実施する施策として、ガバメントハンターの人件費や資機材等について、交付金による支援や、適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定等が盛り込まれる**

捕獲目標頭数を設定し、ガバメントハンター等の配置や、資機材の必要量の見込み等を明記した「クマ被害対策ロードマップ」を年度内を目途に策定

令和7年度のクマの出没や被害状況について

● 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,776	216	238	13
令和6年度	20,513	82	85	3
令和5年度	24,348	198	219	6



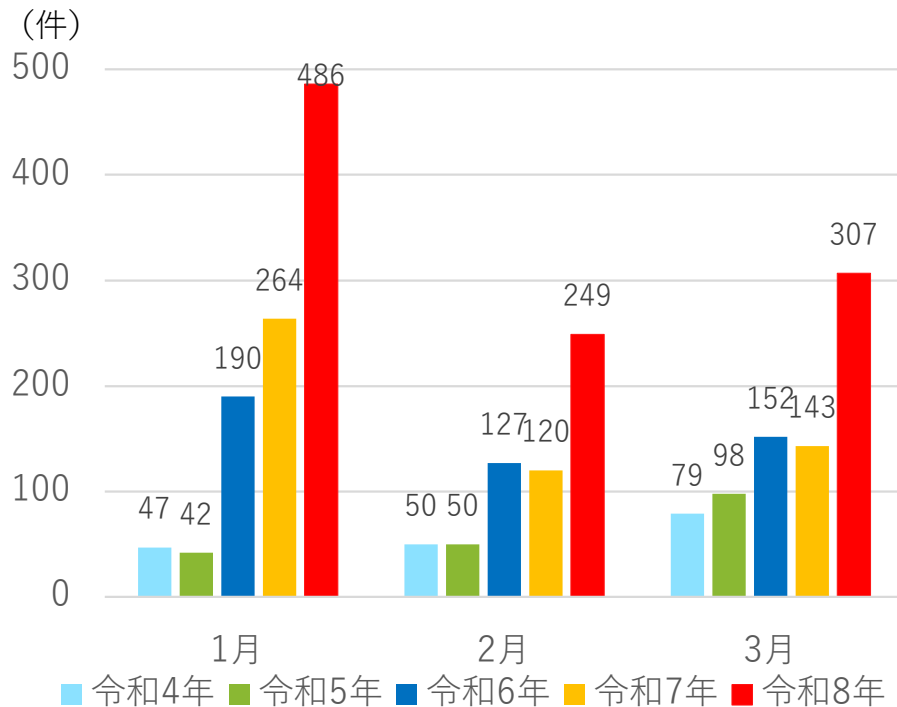
令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

1～3月の出沒状況

- 令和8年の1～3月は令和6年、7年の同期間に比べて、出沒情報が多い。
- 令和8年4月の出沒について、12県が昨年同時期と比較して多いと回答。
東北6県、新潟県、山梨県、三重県、岡山県、広島県、山口県
- 専門家からは「令和7年秋の大量出沒時に捕獲できなかった個体が、一定数、市街地等の周辺に残存している可能性がある」との指摘。

1月～3月の出沒情報の推移（速報値）



3月・4月のクマによる被害者数

	3月	4月
令和8年	1 (0)	6 (1)
令和7年	0 (0)	11 (0)
令和6年	1 (0)	3 (0)
令和5年	0 (0)	5 (0)
令和4年	2 (0)	3 (0)

括弧内は死者数（被害者数の内数）

東北6県におけるクマの捕獲状況

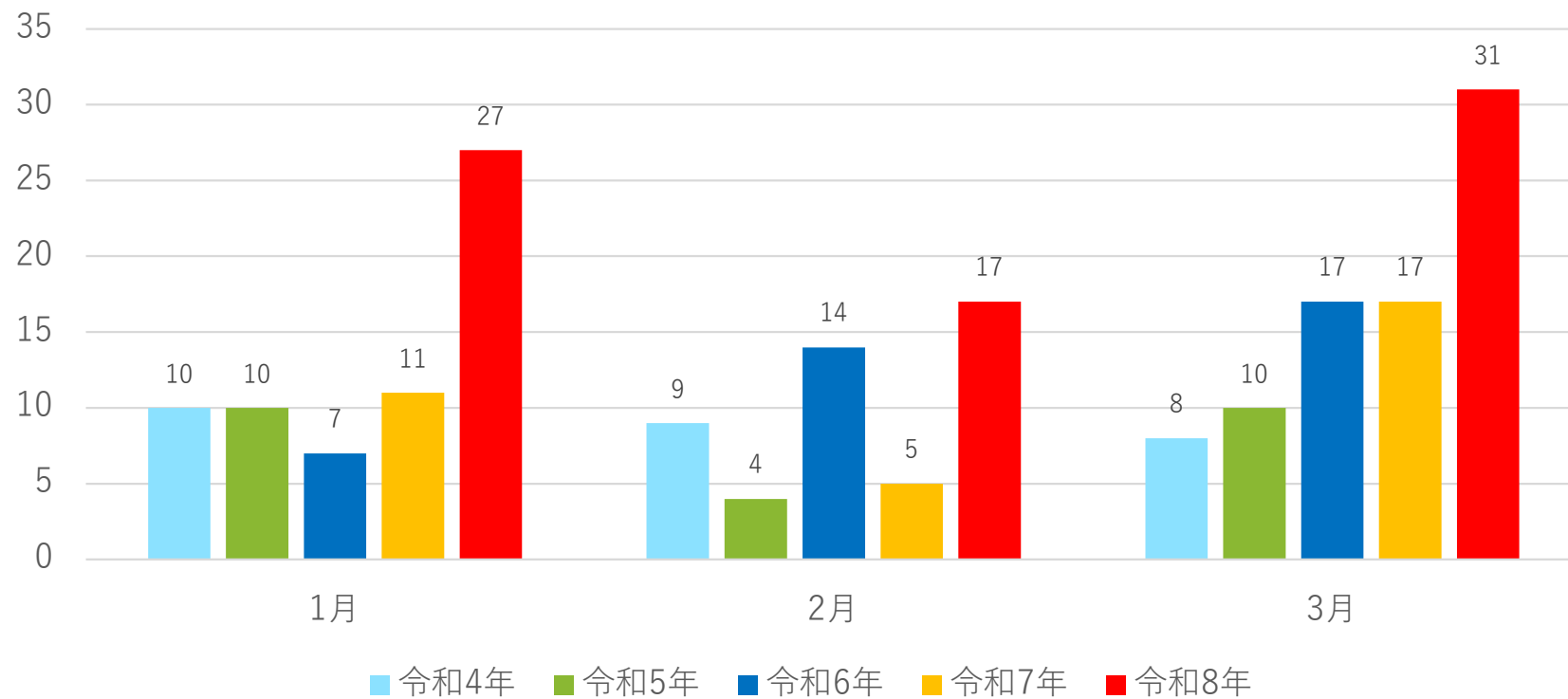
- 令和7年度は過去最高の許可捕獲数（8,849頭）となった。
- 秋に大量出沒した令和5年及び令和7年は許可捕獲数が多い。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	推定生息数 (公表年度)
青森県	625	109	1,248	1,614 (令和4年度)
岩手県	804	426	1,139	3,700 (令和2年度)
宮城県	238	95	505	3,147 (令和2年度)
秋田県	2,185	382	2,690	3,900 (令和7年度)
山形県	777	239	1,589	2,300 (令和3年度)
福島県	887	509	1,678	5,576 (令和2年度)
合計	5,516	1,760	8,849	

1～3月のクマの許可捕獲数の推移

- 令和8年は、1～3月の許可捕獲数が多い傾向であった。

1月～3月の許可捕獲数の推移（速報値）



クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る

2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031～(年度)

クマ被害対策パッケージ策定

① 出没時の緊急対応

緊急時における対応体制整備の支援

緊急時における対応体制の維持・向上

② 人の生活圏への出没防止

放任果樹等の誘引物の管理支援

はこわな・クマ撃退スプレー等の資機材整備支援

ゾーニング管理計画の作成支援

③ 個体数管理の強化

個体数調査・推定(東北) 個体数調査・推定(全国)

調査結果のフォローアップ

個体数管理のための捕獲目標数を精緻化

広域的な管理方針に基づく管理

春期管理捕獲の実施支援・捕獲と処理の効率化及び支援

④ 人材確保・育成 (ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成 等)

⑤ クマの生息環境の保全・整備 (安定的な生息環境の確保 等)

⑥ 情報の発信等 (国民等に向けたクマへの対応の情報発信 等)

⑦ その他・財政措置に関すること (研究開発、国立公園の安全強化、予算の確保 等)

● ロードマップ全体の評価 (アウトプット目標と指標)

1. 恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保される

(自治体の緊急時の体制の確保率：100%)

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する

(各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%)

3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる

(自治体のゾーニング管理計画策定率：100%)

【目指す将来像】

■ 関係閣僚会議や関係省庁連絡会議を毎年開催し、進捗を管理

対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数、ゾーニング管理計画の策定状況 等を把握

データの精緻化を進め、
順応的にクマ対策を実施

● 2026年度～2030年度：

■ 関係閣僚会議や関係省庁会議を毎年開催し、進捗を管理

○ 進捗管理の指標により、毎年の取組進捗を把握

【指標】 対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数
ゾーニング管理計画の策定状況 等

○ 数値による進捗管理が困難な対策は定性的に状況を把握

データの精緻化を進め、順応的にクマ対策を実施

● 2030年度：ロードマップ全体の評価（アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域※の自治体において緊急的な対応体制が確保される**

→ 自治体の緊急時における対応体制の確保率：100%

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する

→ 各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%

3. 恒常生息域※の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる

→ 自治体のゾーニング管理計画策定率：100%

● 2031年度以降：目指す将来像（アウトカム目標と指標）

クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守る

→ 人の生活圏からクマを排除（クマの生息メッシュ数を指標として評価）

※クマが複数年に渡って確認（目撃・痕跡が発見・捕獲等）されている地域

※※クマの追い払いや捕獲を実施する人材が確保された上で、クマ出没に備えた対応訓練を実施済みである、または、クマ出没時のマニュアル等を整備済みである状態を、“対応体制が確保されている”と判断する

暫定的な捕獲目標数

- 捕獲目標数の考え方：人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制
- 北海道：12,540頭（2025年～2034年の総捕獲目標数：北海道ヒグマ管理計画（第2期））
- 東北、関東、中部：自然増加率（14.5%）に5%程度を上乗せした約20%を現在の推定個体数に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、増えすぎたクマの個体数を削減
- 近畿、中国：令和7年度の被害状況等を踏まえ、現在の推定個体数に自然増加率（14.5%）を乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、個体数を増やさないよう管理

※大量出没が起こった場合は暫定的な捕獲目標数に捉われず捕獲を実施

ブロック	現在の推定個体数 〔各都道府県の最新の推定中央値の合計〕	令和8年度の暫定的な捕獲目標数	2030年度の暫定的な目標生息個体数
北海道	11,600	12,540 〔※2025年～2034年の総捕獲目標数〕	8,200 〔※2034年の目標個体数〕
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	19,237	3,800	12,000
関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	2,983	600	2,000
中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)	17,553	3,500	11,000
近畿・中国(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口)	6,420	900	6,400

※北海道のヒグマの自然増加率は9.2%、本州のツキノワグマの自然増加率は14.5%と設定

※茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は推定個体数に関するデータがない

※茨城県、千葉県、大阪府はクマの恒常的な生息地域ではない

令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化し、それを踏まえ、各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定する。

自治体職員と資機材の目標

- クマの捕獲作業等に従事する自治体職員数:2,500名（現在の約3倍）
 - 資機材
 - はこわな : 10,000基（現在の約2倍）
 - クマ撃退スプレー : 20,000本（現在の約3倍）
- ※目標年度はいずれも2030年度

	配置・整備の目標	算出方法
クマの捕獲作業等※に従事する自治体職員数	2,500 名	現在の人員・資機材の状況や今後のニーズについて自治体にヒアリングを行い、その結果を踏まえて算出
はこわな数	10,000 基	
クマ撃退スプレー数	20,000 本	

※クマの捕獲作業等は、自治体職員に限らず、猟友会や認定鳥獣捕獲等事業者等の協力を含め、地域の実情に応じた体制を構築することが重要

■（参考）令和8年3月の自治体職員や資機材の整備状況※

クマが生息する市町村数	クマの捕獲作業に従事する自治体職員数	はこわな数	クマ撃退スプレー数
849	784	5,527	7,093

※クマが生息する37都道府県に対し、令和8年2～3月に照会した結果を集計

指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度予算 5,250百万円（200百万円）※】環境省
 【令和7年度補正予算額 4,863百万円】

※国際観光旅客税財源を含む

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

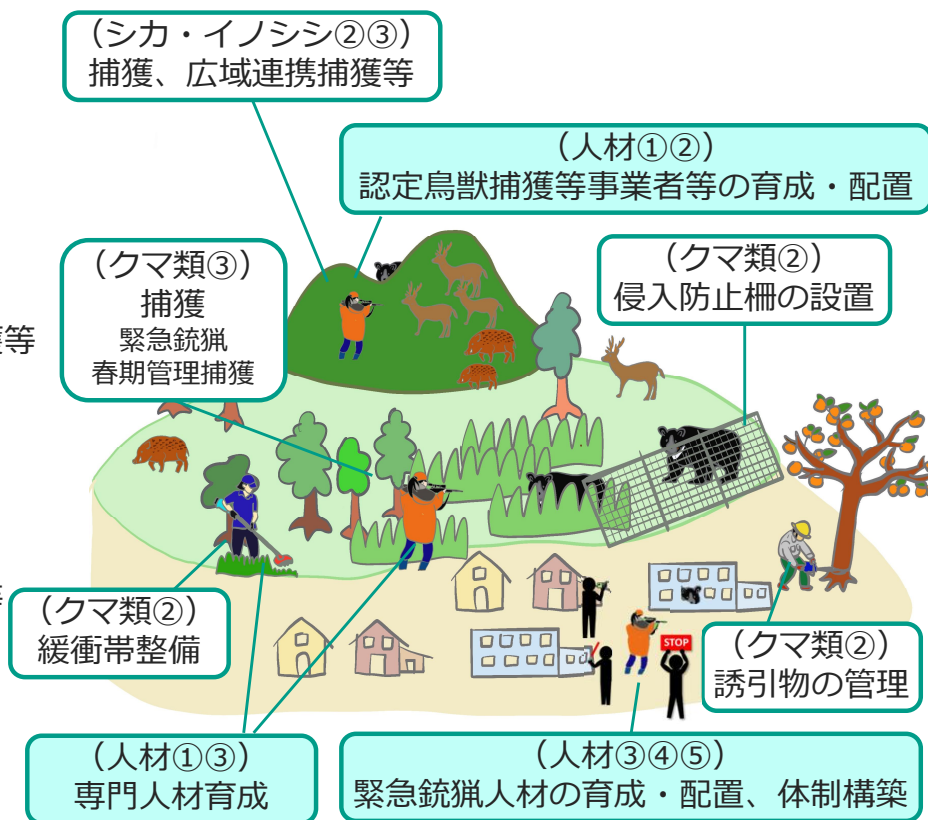
(3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

クマ対策に関する財政措置

◆指定管理鳥獣対策事業費交付金(環境省)を受けて実施する事業

交付金(下表赤字はR7補正から拡充)とあわせて、地方交付税措置の対象を拡充

対象事業	負担割合		地方財政措置
	国	地方(※1)	
捕獲活動(捕獲、搬出、処分、わなの設置等) 人材配置(ガバメントハンター等の人件費)	1/2 →2/3※2	1/2 →1/3※2	特別交付税 (措置率0.8)
出没防止対策 (見回り、侵入防止柵の整備等)	<人材配置は、定額+1/2補助>		
出没時の体制構築(研修、出没情報の収集等) 人材育成(ガバメントハンター等の免許取得費用を含む)	1/2	1/2	特別交付税 (措置率0.5)
計画策定、調査等	定額※3		

※1 市町村事業(間接交付分)については、県と市で負担

※2 捕獲活動については、緊急銃猟や春期管理捕獲を行う場合の補助率を引き上げ。

出没防止対策については、補助率の引き上げは暫定的に実施。

※3 定額上限を超えた分は1/2補助

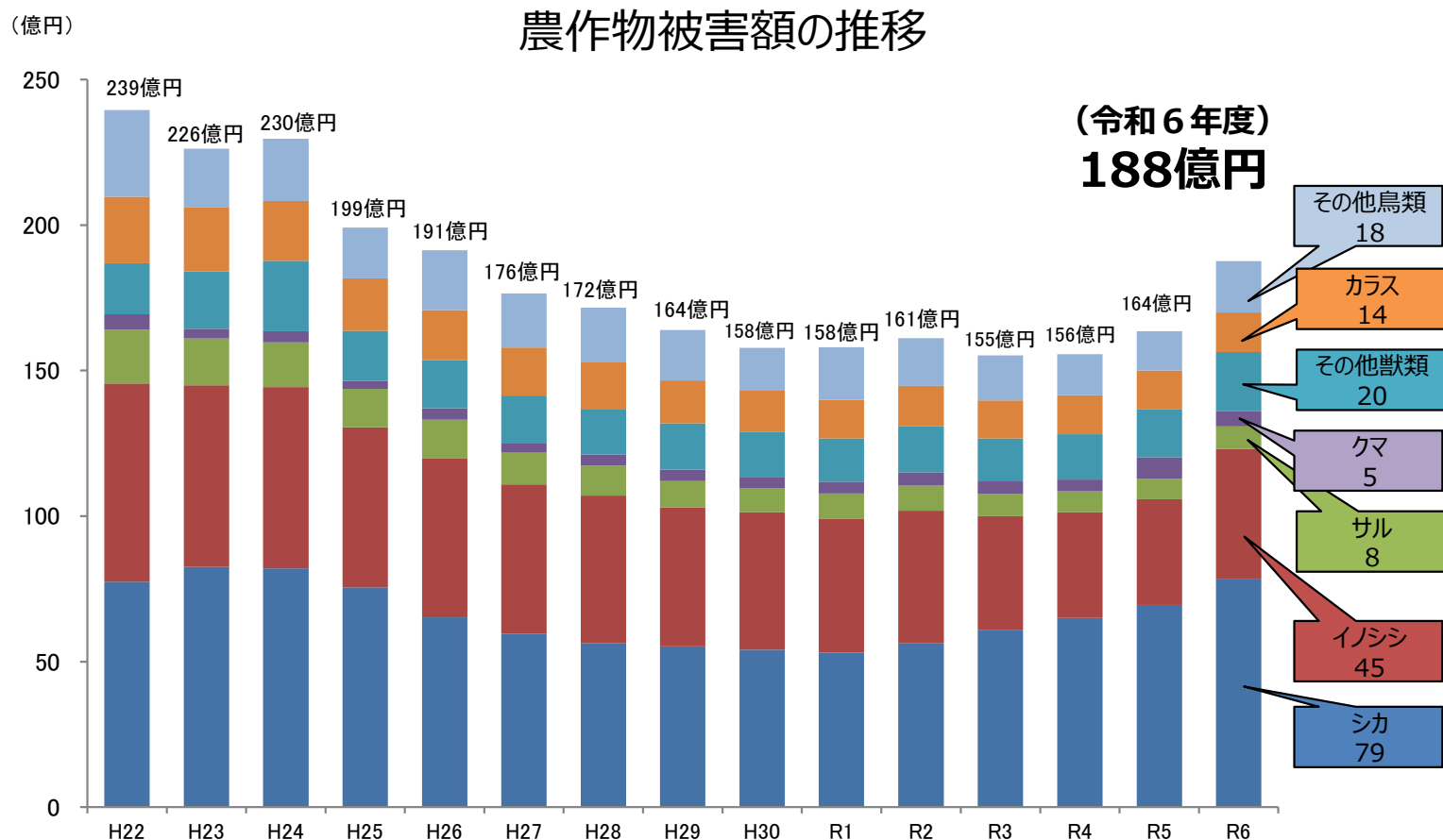
◆交付金を活用しない地方単独事業

市街地に出没したクマの捕獲等に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じる。

(捕獲活動にかかる事業(捕獲活動に従事するガバメントハンター等の人材配置を含む)は措置率0.8、その他の事業は措置率0.5とする。)

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は188億円（令和6年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 森林の被害面積は全国で年間約4千ha（令和6年度）で、このうちシカによる被害が約6割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。



農作物被害



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

鳥獣被害防止特措法 (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律)

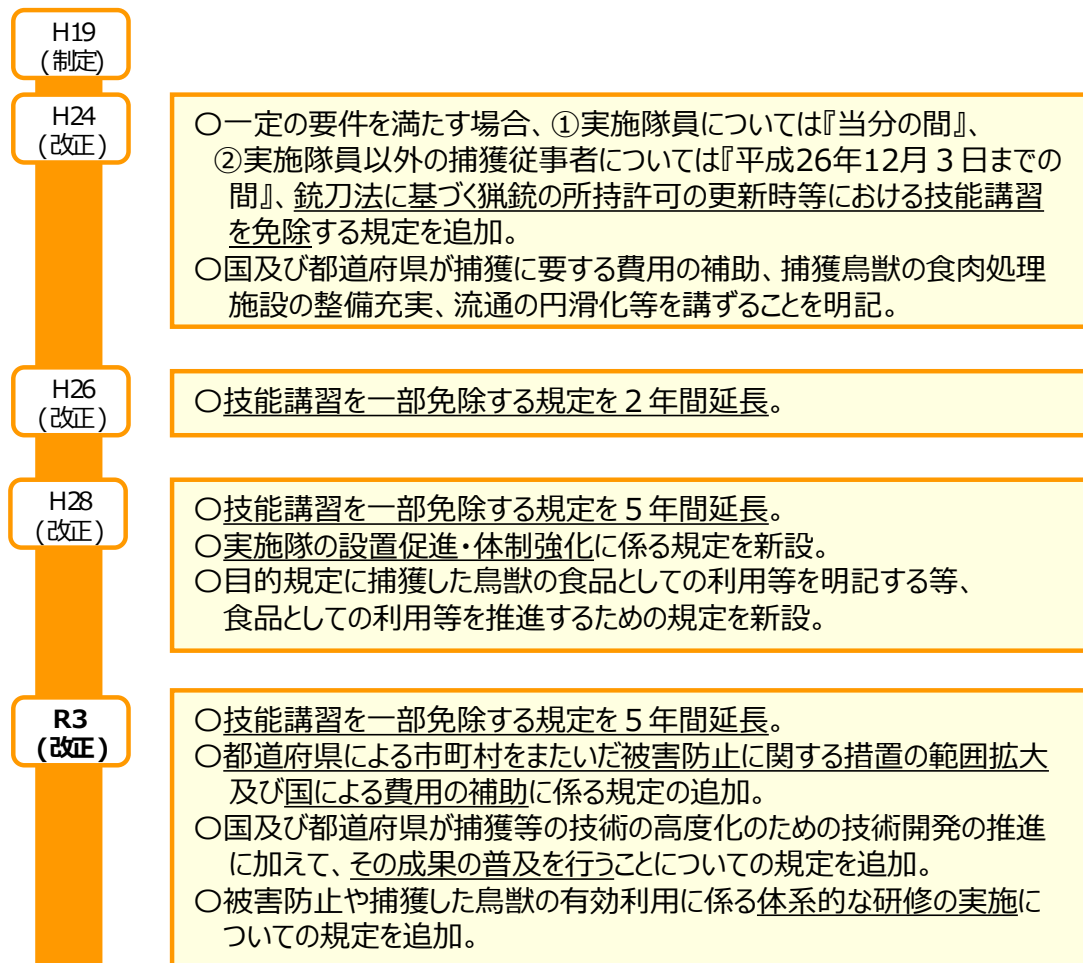
- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年2月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】



令和7年4月時点で1,525市町村で被害防止計画を作成

【沿革】



鳥獣被害防止総合対策交付金

令和8年度予算額 9,900百万円（前年度 9,900百万円）
〔令和7年度補正予算額 6,800百万円〕

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

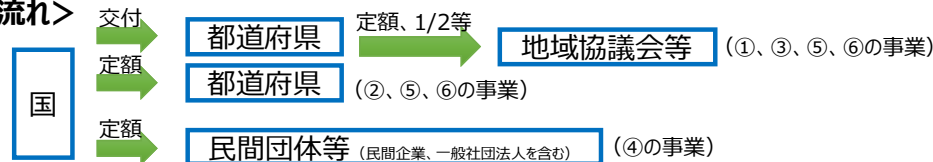
<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

- 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大**等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での**加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

<事業の流れ>



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99	99	99
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	53	68	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



〔鳥獣対策の取組〕

① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援

センサーカメラ
REC
加害
出沒
重点捕獲

② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援

電気柵
監視システム
防草効果のある通電性向上舗装

〔ジビエ利用推進の取組〕

① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進

（捕獲段階）（処理・加工段階）（流通・消費段階）

ジビエハンター研修の実施
処理加工施設等の整備
未利用部位のペットフード利用
観光等新たな需要喚起

② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進

全国の処理加工施設を認証
認証制度の普及・定着化

〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援

クマ捕獲の強化
クマ撃退スプレー
対クマ電気柵補強（トリプライン）
強固な侵入防止柵

（億円）

<対策のポイント>

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、クマやシカ、イノシシに対する緊急的な捕獲強化、生息域の拡大等に対応した侵入防止柵等の整備の取組を支援します。

<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

① クマ等の捕獲強化に対する支援

クマやシカ、イノシシの農作物被害が増加している地域等を対象に早急に被害を低減させるための捕獲対策を総合的に支援します。

② 侵入防止柵等の整備に対する支援

シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し侵入防止柵等の整備を支援します。

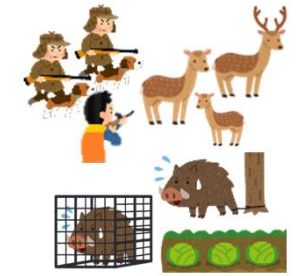
<事業イメージ>

①クマ等の捕獲強化

- ・ 被害要因、生息状況に基づいたクマ・シカの捕獲対策に係る総合的な取組や、イノシシの捕獲強化を支援
- ・ 被害防止活動従事者や農業者の安全確保のため、クマスプレーの導入を支援



クマ捕獲の強化



シカ・イノシシ捕獲の強化



クマ撃退スプレー



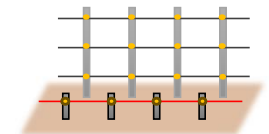
処理加工施設等

②侵入防止柵等の整備

- ・ 生息環境の棲み分けを図るための、緩衝帯と併せた侵入防止柵の整備を支援
- ・ 農作物等に強く執着したクマ対策として、電気柵の補強を支援
- ・ 捕獲個体の施設への搬入を促進するため、処理加工施設等の整備を支援

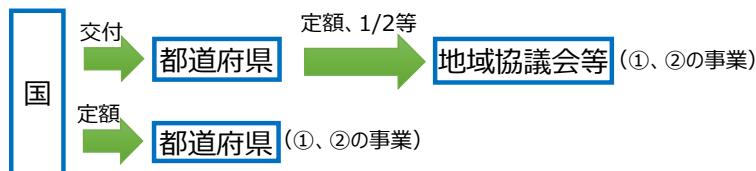


強固な侵入防止柵



対クマ電気柵補強
(トリップライン)

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)

① 出没時の緊急対応

2025 2026 2027 2028 2029 2030

① 出没時の緊急対応

1. 緊急銃猟制度の着実な理解促進（環境省）

緊急銃猟制度の現地研修会等の開催

緊急銃猟の実施事例の共有・緊急銃猟ガイドラインの改訂等による情報の周知

制度の周知

2. 自治体の緊急対応体制整備への支援（環境省）

必要な体制の検討や把握

出没対応訓練実施・出没時のマニュアル整備の支援

交付金による支援を充実

安全装備等の必要な資機材の購入等の
自治体の体制整備の集中支援

緊急時における対応体制の維持・向上の支援

3. 学校における安全対策の強化（文部科学省）

事務連絡の発出・
緊急連絡会議の開催

専門家等の派遣、教職員等の研修等

4. 農林業現場における人身被害防止の徹底（農林水産省・林野庁）

農林作業中の安全確保の徹底を周知

必要な資機材の整備支援

5. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

6. 麻酔を用いた捕獲方法に関する情報提供（環境省）

麻酔を用いた事例の
レポート作成と周知

普及、事例収集と発信

7. 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保及び警察官の装備資機材の整備等（警察庁）

都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保

警察官の装備資機材の整備等

②人の生活圏への出没防止

2025 2026 2027 2028 2029 2030

②人の生活圏への出没防止

1. 出没防止対策にかかる専門家派遣（環境省）

自治体向け専門家派遣の実施・技術支援

2. 人の生活圏への出没防止対策への支援（環境省・農林水産省・林野庁）

はこわなやクマ撃退スプレー等の整備の支援

放任果樹等の誘引物の管理支援

自治体等が行う出没防止対策（緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置、ICT機器の活用等）の支援

出没防止対策が遅延している
自治体の支援強化

3. 人の生活圏周辺におけるクマの捕獲強化（環境省）

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」改定

「クマ類の出没対応マニュアル」を改定

普及啓発

クマの特定鳥獣管理計画の改訂や新規作成の支援

4. 自治体のゾーニング管理計画作成支援（環境省）

ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツール開発

自治体のゾーニング管理計画の作成支援

計画策定遅延自治体を集中支援

5. 堅果類の豊凶の把握・情報発信（環境省・林野庁）

堅果類の開花・結実状況の調査結果を取りまとめ、早期の情報発信を実施

クマの餌資源に関係した出没要因の解明と出没防止対策の研究

研究結果の周知及び普及啓発

6. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）〔再掲〕

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

7. 河川におけるクマ出没防止対策の促進（国土交通省）

河川における樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進

河川におけるクマ対策等に係る設置物許可手続きの円滑な実施

8. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

③ 個体数の管理強化

2025 2026 2027 2028 2029 2030

③ 個体数の管理強化

1. 全国的な個体数調査・個体数推定の実施（環境省）

個体数調査や個体数推定の設計・企画 東北地域の調査・個体数推計を実施 全国で個体数調査と個体数推定を実施 調査結果のフォローアップ

クマの生息分布図を作成

2. 個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化（環境省）

暫定的な捕獲目標を設定 個体数調査結果をもとに、捕獲目標数や適正個体数を順次精緻化

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を改定し、新たな個体数水準、目標設定の考え方を明示 都道府県の特定鳥獣保護・管理計画の改定を支援 改定された特定鳥獣保護・管理計画に基づく管理

個体群単位で広域管理を検討する場の構築（広域協議会等の設置） 広域的な管理方針に基づく管理

個体数調査や推定を踏まえた広域的な管理方針の検討 必要に応じて広域的な管理指針の見直し

3. クマの個体数管理のための支援（環境省・農林水産省）

自治体を実施する個体数管理（市街地や農地への出没個体及び管理強化エリアでの捕獲の強化）の支援

4. 春期のクマの捕獲の推進、農業集落に出没する個体の捕獲強化等による個体数削減・管理（環境省・農林水産省・総務省）

春期捕獲実施道県への支援強化（環境省・総務省） 2026年春期捕獲 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修 2027年春期捕獲 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修 2028年春期捕獲 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修 2029年春期捕獲 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修

捕獲単価の大幅な増額等のクマ特別対策による農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化の支援（農林水産省）

5. ICT機器等を活用した対策支援（環境省・農林水産省）

わなの見回り負担軽減等に資するICT機器の活用を支援

ICTやドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援

6. 捕獲個体の処理対策支援（環境省）

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の支援

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の優良事例収集・捕獲から処理に至るまでの対応をパッケージ化・情報提供

④人材育成・確保

⑤クマの生息環境の保全・整備

2025 2026 2027 2028 2029 2030

④人材育成・確保

1.地方環境事務所等の体制強化（環境省）

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官の配置・強化

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官による自治体の支援（広域管理に向けた協議会における検討等）

2.鳥獣保護管理に関する基本指針に人材育成、確保の方針を明確化（環境省）

基本指針を改定し、自治体における人材の配置や育成の方針を明確化

人材の配置や育成に関する優良事例整理や情報共有

基本指針を踏まえ、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を改正

3.自治体の専門的な人材の育成・確保の推進（環境省・農林水産省）

自治体のクマ対策を担う人材（専門家・コーディネーター・ガバメントハンター等）の雇用や育成を支援

遅延自治体を集中支援

4.高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成（環境省）

認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を推進

5.捕獲技術者の育成支援（環境省・農林水産省）

ガバメントハンターを含む自治体の専門的な人材及び民間で捕獲等を担う専門的な事業者の育成に向けた研修会実施等への支援

大学と連携し、野生動物管理教育コア・カリキュラムによる人材育成

農林大学校における狩猟免許取得に向けた研修の実施への支援

6.自衛隊OB、警察OB等への鳥獣保護管理への協力要請（環境省・防衛省・警察庁）

関係省庁で協力し、自衛隊・警察OB等への協力要請を実施

自衛隊・警察のOB等向けの研修等の開催

⑤クマの生息環境の保全・整備

1.クマの安定的な生息環境の確保（環境省）

鳥獣保護区等の適切な設置・管理

2.針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援（林野庁）

抜き伐りや植栽による針広混交林や広葉樹林への誘導等、病虫害被害の防除を実施

3.絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

生息状況の把握、生息環境の保全、人とクマとの軋轢の防止の支援

⑥情報の発信等 ⑦その他・財政措置に関すること

2025 2026 2027 2028 2029 2030

⑥情報の発信等

1. インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信（環境省・観光庁）

地域におけるクマの出没情報の収集体制構築、
情報発信媒体の作成

出没情報や注意喚起の発信等の実施・強化

2. 森林の巡視によるクマ目撃情報の提供（林野庁）

巡視とクマの目撃情報の提供を継続

3. 国民等に向けたクマへの対応の情報発信（環境省）

適切なクマ撃退スプレーの選択に関する情報やクマの行動特性や遭遇時の対応に関する信頼性のある情報を発信

人身被害の状況分析、情報収集体制の構築と維持

クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援

⑦その他・財政措置に関すること

1. クマ被害対策技術等に関する研究開発の推進（環境省）

ICTやドローン等を活用した被害対策や効果的な捕獲方法の技術開発支援

環境研究総合推進費等による、効率・効果的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究や技術開発の推進

2. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）〔再掲〕

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・
マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・
フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

3. 交付金による速やかな支援・交付金の対象経費等の周知（各省庁）

クマ対策予算の増額
（直轄予算・交付金）

クマ対策に必要な予算の確保・自治体支援等

4. クマの捕獲等に要する経費について特別交付税措置（総務省）

地方自治体負担分に対する特別
交付税措置を創設・拡充

地方自治体負担分（補助裏・地方単独）に対し、特別交付税措置